

令和5年度第2回野田市障がい者基本計画推進協議会 次第

日 時 令和5年10月6日(金)

午後1時30分から

場 所 中央公民館1階 講堂

1 開 会

2 報 告

- (1) 障害福祉サービス事業者等に対するアンケート調査及びヒアリングの結果について(報告)

3 議 題

- (1) 第4次野田市障がい者基本計画及び第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画の概要について

4 そ の 他

5 閉 会

障害福祉サービス事業者等に対するアンケート調査及び ヒアリングの結果について

第4次野田市障がい者基本計画策定のため実施した、障害福祉サービス事業者等に対するアンケート調査及びヒアリングの結果について、別添「障害福祉サービス事業所等調査報告書」のとおりまとめました。

概要は、次のとおりです。

1 事業所の運営状況等について

事業所の運営状況等については、60%以上の事業所が「職員（人手）が不足している」と回答しており、その理由として、募集をしても申し込みがないなど人材の確保が難しいという回答が最も多くありました。

2 サービス提供について

過去1年間において、利用者からの依頼に対して、受け入れ（サービス提供）ができなかった事業所が約60%あり、その理由として、「職員体制などが原因で新規利用者を受け入れる余裕がなかった」と回答した事業所が最も多く、次いで「希望される時間帯に利用が集中し定員に余裕がなかった」、「事業所に対応できない困難なケースだった」の回答が多くありました。

3 障がいのある人の虐待防止について

事業所で抱える虐待防止への取組の課題として、困難ケースの責任の所在の明確化、権利擁護についての職員間の捉え方の違い、支援方法の統一、支援スタッフの育成・資質向上の研修の実施など様々な意見をいただきました。

4 災害対策について

災害時に協力可能な主な取組として、在宅サービス利用者の安否確認と障がいのある人の一時的な受け入れが挙げられます。事業所ヒアリングの際の聞き取りにより、障害のある人の一時的な受け入れについては、サービス利用中に災害が発生した場合を想定しており、原則、当該事業所のサービス利用者が対象であるという回答が多くありました。

5 感染症対策について

新型コロナウイルスの対策で困ったこととして、正しい情報の取得についての意見が多くありました。

6 障がいのある人への差別解消について

事業所における合理的配慮の推進のために必要なこととして、意思疎通支援に関することや各種障がい者に関するマークの周知・啓発に関する回答が多くありました。

7 医療的ケア児者への支援の実施について（障害福祉サービス事業所）

医療的ケア児者に対する支援を「実施している」と回答したのは4.2%と著しく低い回答となりました。

8 医療的ケア児の相談支援について（相談支援事業所）

医療的ケア児者への相談支援については、「実施している」と「実施していない」は、それぞれ50%ずつの回答となっています。

9 市への要望等について

事業所が市に望むこととして、「障がい福祉に関する最新・適切な情報提供」や「障害福祉サービス従事者の人材確保・定着のための支援」について、半数以上の事業所が必要であると回答しています。

第4次野田市障がい者基本計画及び
第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画の概要について

1 第4次野田市障がい者基本計画について

(1) 基本的な考え方

第4次野田市障がい者基本計画は、令和5年3月に策定された国の第5次障害者基本計画を基に策定しているため、国の第5次障害者基本計画の内容を反映させています。

また、第3次野田市障がい者基本計画を策定した平成31年3月以降、市の計画に記載することとなった持続可能な開発目標（SDGs）や、本年4月1日に野田市健康スポーツ文化都市宣言をしたこと等を踏まえ、第4次野田市障がい者基本計画に反映させることとします。

(2) 基本理念及び基本原則について

国の第5次障害者基本計画や野田市の新たな取組等があるものの全体としての方針に変わりがないことから、第4次野田市障がい者基本計画の基本理念及び基本原則については、第3次計画を踏襲しつつ、国の第5次障害者基本計画や野田市の現状に合わせ表記の追加・修正を行いました。（以下、下線部が追加・修正箇所）

基本理念

野田市健康スポーツ文化都市宣言に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築し、元気で明るい家庭を築ける野田市を目指します

基本原則

「地域社会における共生等」、「差別・虐待の禁止」、「心のバリアフリー」の理解促進の取組」の3つの柱を基本原則とします。

基本原則1 地域社会における共生等

全ての障がいのある人が、障がいのない人と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図ることを旨として障がい施策を実施します。

社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保

障がい者の地域生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保

言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保

情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

基本原則 2 差別・虐待の禁止

障がいに基づくあらゆる差別行為の禁止や合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置を採ることが求められていることについて、障害者差別解消法においてこうした趣旨が具体化されていることに鑑み、実効性の確保に努めます。

令和6年4月1日に施行される障害者差別解消法改正法では、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化されるため、相談体制の整備を始めとした様々な対応に努めます。

虐待防止条例に基づき、社会全体で児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待の防止に取り組みます。

基本原則 3 「心のバリアフリー」の理解促進の取組

ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支えあう「心のバリアフリー」の理解促進に継続して取り組みます。

(3) 第4次野田市障がい者基本計画骨子案

第1章 総論

1 計画策定の背景と趣旨

国の第5次障害者基本計画が令和4年度に策定され、野田市では、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする第4次野田市障がい者基本計画を障害者基本法第11条第3項の規定により策定する。

野田市障がい者基本計画は、「野田市総合計画」を最上位計画とし、福祉施策に係る総合計画となる「野田市地域福祉計画」を本計画の上位計画に位置付けるとともに「野田市シルバープラン（野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画）」、「野田市健康づくり推進計画21」等の既存の福祉計画との整合性にも十分に配慮する。

2 計画の策定体制

市民の意見や提言等を反映させた内容とするため、これまでの計画（第1次から第3次）と同様、計画の基本的な考え方や内容等について、「野田市障がい者基本計画推進協議会」において審議・討論する。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 野田市の概要

本市の総人口は、平成30年度から令和5年度にかけて、緩やかに減少傾向となっており、17歳以下の子どもの割合が緩やかな減少傾向にある一方で、逆に65歳以上の割合が緩やかに増加している。

2 障がいのある人などの状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持する人は、増加している。

3 障がい福祉全般にみるニーズ

第4次野田市障がい者基本計画を策定するに当たり、当事者、当事者家族及び関係者の意見やニーズを取り入れるため、市内の障がい者の当事者団体市内の社会福祉法人及び野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会）委員に対し、ヒアリングを実施した。

また、障害福祉サービス事業所等が抱える課題や市への要望などを把握するため、市内にある障害福祉サービス事業所等を対象にアンケート調査及びヒアリングを実施した。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

野田市健康スポーツ文化都市宣言に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築し、元気で明るい家庭を築ける野田市を目指します

2 計画の基本原則

基本原則1 地域社会における共生等

基本原則2 差別・虐待の禁止

基本原則3 「心のバリアフリー」の理解促進の取組

3 計画の基本方針

基本方針1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

基本方針2 安全・安心な生活環境の整備

基本方針3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

基本方針4 防災、防犯などの推進

基本方針5 行政などにおける配慮の充実

基本方針6 保健・医療の推進

基本方針7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

基本方針8 教育の振興

基本方針9 雇用・就業、経済的自立の支援

基本方針10 文化芸術活動・スポーツなどの振興

4 計画の施策体系

計画の基本理念、基本原則及び基本方針をとりまとめ施策体系とし、施策・事業等を推進する。

5 計画の推進体制（P D C Aサイクル）（新設）

本計画に定めた重点施策等の取組を実施するに当たり、P D C Aサイクルのプロセスに基づき、野田市障がい者基本計画推進協議会において、計画の進捗管理を実施する。

6 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり（新設）

持続可能な開発目標（SDGs）は、国際社会における目標だが、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するには、地方自治体の取組が不可欠であるため、SDGsの目標へとつなげるために本計画における基本理念、基本原則及び基本方針を推進する。

7 野田市健康スポーツ文化都市宣言（新設）

野田市は、令和5年4月1日に「野田市健康スポーツ文化都市」を宣言した。障がい者基本計画では、基本理念の下、障がいのある人もない人も様々なスポーツや文化活動に参加することで、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、市民の障がいのある人への理解と知識を深めて、障がいのある人の自立と社会参加を促進する。

第4章 各分野における施策の基本的な方向性

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

施策1 権利擁護の推進、虐待の防止

施策2 障がいを理由とする差別の解消の推進

2 安全・安心な生活環境の整備

施策1 住宅の確保

施策2 移動しやすい環境の整備など

施策3 アクセシビリティに配慮した施設

施策4 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進（新規）

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

施策1 情報通信における情報アクセシビリティの向上

施策2 情報提供の充実など

施策3 意思疎通支援の充実

施策4 行政情報のアクセシビリティの向上

4 防災、防犯などの推進

- 施策1 防災対策の推進
- 施策2 防犯対策の推進
- 施策3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

5 行政などにおける配慮の充実

- 施策1 選挙などにおける配慮
- 施策2 行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進など

6 保健・医療の推進

- 施策1 精神保健・医療の適切な提供など
- 施策2 保健・医療の充実など
- 施策3 障がいの原因となる疾病などの予防・治療
- 施策4 保健・医療を支える人材の育成・確保

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 施策1 意思決定支援の推進
- 施策2 相談支援体制の構築
- 施策3 地域移行支援、在宅サービスなどの充実
- 施策4 障がいのある子どもに対する支援の充実
- 施策5 障害福祉サービスの質の向上など
- 施策6 障がい福祉を支える人材の育成・確保

8 教育の振興

- 施策1 インクルーシブ教育システムの推進
- 施策2 教育環境の整備
- 施策3 生涯を通じた多様な学習活動の充実

9 雇用・就業、経済的自立の支援

- 施策1 総合的な就労支援
- 施策2 障がいのある人の雇用の促進
- 施策3 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 施策4 **福祉的就労の底上げ**一般就労が困難な障がいのある人に対する支援
(国の障害者基本計画の施策の名称変更に伴うもの)

10 文化芸術活動・スポーツなどの振興

- 施策1 文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- 施策2 スポーツを楽しめる環境の整備

(4) 「第4章 各分野における施策の基本的な方向性」に新たに追加された取組

第4章 各分野における施策の基本的な方向性

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

施策1 権利擁護の推進、虐待の防止

・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）との連携

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）において、虐待・差別の事例検討、より良い支援の在り方、虐待防止研修の実施について、より踏み込んだ議論を重ねており、権利擁護・虐待防止の観点から重要な取組となっているため、取組内容として追加します。

・虐待防止条例に基づく取組

社会全体で児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待を防止するため、令和5年中に制定予定の虐待防止条例に基づく取組を追加します。

施策2 障がいを理由とする差別の解消の推進

2 安全・安心な生活環境の整備

施策1 住宅の確保

施策2 移動しやすい環境の整備など

施策3 アクセシビリティに配慮した施設

施策4 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

施策1 情報通信における情報アクセシビリティの向上

施策2 情報提供の充実など

施策3 意思疎通支援の充実

・野田市手話言語条例に基づく取組

・野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例に基づく取組

令和2年度に野田市手話言語条例、令和3年度に野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例を制定し、手話啓発パンフレット・動画の作成、意思疎通支援者養成に係る講座の受講費用の助成、遠隔手話サービスの導入など、条例に基づき具体的な支援方法等の環境整備を進めていることから、取組内容として追加します。

施策4 行政情報のアクセシビリティの向上

・障がい特性に配慮した行政情報の発信

音声コード(Uni-Voice)の使用を促進し、障がいのある人に対して分かりやすい行政情報の提供の取組として、封筒への音声コード(Uni-Voice)の導入を記載します。

また、令和6年度からの選挙について、個別的に音声コード(Uni-Voice)入りの封筒に入場整理券を封入し送付する対応を図ります。

4 防災、防犯などの推進

施策1 防災対策の推進

施策2 防犯対策の推進

施策3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

5 行政などにおける配慮の充実

施策1 選挙などにおける配慮

施策2 行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進など

6 保健・医療の推進

施策1 精神保健・医療の適切な提供など

・精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議

市、保健所、医療機関などが協働して、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を実施しています。第3次計画策定時は、千葉県から事業を受託している江戸川病院が主に取り組んでいましたが、令和3年度からは市も主体的に関わり構築に向けた協議を行っているため、取組内容として追加します。

施策2 保健・医療の充実など

・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（医療的ケア児者支援部会）

令和2年度から、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（医療的ケア児者支援部会）を設置し、市内の医療的ケア児者の実態把握や、地域の課題の解決に向けて議論を行っています。医療的ケア児者支援部会を中心とした地域の支援体制強化の取組を追加します。

・野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業

在宅で生活する医療的ケアを必要とする重度の身体障がいのある人が保護者の入院等の緊急・一時的に入所できる障害福祉サービス事業所（短期入所施設）が市内になく、万一の事態が生じた場合の対応が課題となっていることから、市内の医療機関の地域包括ケア病棟でのレスパイト目的の入院制度を活用した事業を追加します。

・医療と介護の連携強化

野田市では医療と介護の連携の取組が行われていますが、現在、医師会が運用している医療介護連携システムを、市が主体となって運用することにより、医療・介護関係者間の速やかな情報共有を実施する必要があるため、当該事業を追加します。

・野田市身体障害者手帳等交付診断料助成（削除）

事業の見直しにより、令和2年度で終了したため削除します。

施策3 障がいの原因となる疾病などの予防・治療

施策4 保健・医療を支える人材の育成・確保

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

施策1 意思決定支援の推進

施策2 相談支援体制の構築

・地域生活支援拠点の機能充実

令和2年度から、地域生活支援拠点事業を整備し、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを行っています。特に、24時間365日、緊急時の短期入所の受け入れを行っています。また、野田市自立支援・障がい者差別解消地域協議会専門部会（地域生活拠点運営会議）において、地域生活支援拠点の運営状況の検証を行っています。障がいのある人が安心して地域で暮らしていくことができる支援体制の強化のため、地域生活支援拠点の機能充実を図る取組を追加します。

・基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の構築

令和2年度より、地域生活支援拠点の中核施設として基幹相談支援センターを設置し、24時間対応可能な相談支援体制を整備するとともに、同センターを中心とした市内の相談支援体制を構築しています。市、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所等による相談機能の強化と質の向上の取組を追加します。

・重層的支援体制整備事業

子ども・障がいのある人・高齢・生活困窮といった分野別の相談体制では解決できない課題に対応するため、重層的支援体制の取組を追加します。

施策3 地域移行支援、在宅サービスなどの充実

・野田市障害者支援施設等利用者傷害保険料助成金支給（削除）

事業の見直しにより、令和2年度で終了したため削除します。

施策4 障がいのある子どもに対する支援の充実

・ライフサポートファイルの活用

障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援ができるよう、家族や関係機関がともに関わることでできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関の支援計画を一冊にまとめることができるライフサポートファイルの導入、活用、周知についての取組を追加します。

・インクルーシブ環境整備の取組

令和4年10月にオープンした「のだしこども館 supported by kikkoman」は、全ての子供たちの健全育成の拠点となる場所であり、市が目指す「障がいのある人もない人も、誰もが自然に共に幸せに生きていける市でありたい」という意思を体現する場として、「インクルーシブの理念」を取り入れた施設として整備しています。

発達上の支援を要すると思われる園児が近年増加している状況をうけ、子ども一人ひとりが多様であることを前提に、市全体でインクルーシブ環境を整備する取組を追加します。

・子どもの発達相談室の設置

「発達・療育」に関する専門的な相談が中心となることに加え、ことば相談室、こだま学園及びあさひ育成園を子ども支援室へ移管させることから、子ども支援室の名称を子どもの発達相談室とし、機能強化の取組を追加します。

施策5 障害福祉サービスの質の向上など

施策6 障がい福祉を支える人材の育成・確保

・障害福祉サービス職員合同就職相談会

事業所に対するヒアリングにおいて、人材確保に苦慮している事業所が多くあったことから、障害福祉サービスの担い手を確保するための新たな取組として、「障害福祉サービス職員合同就職相談会」の実施等、障害福祉サービスの担い手確保に関する取組を追加します。

8 教育の振興

施策1 インクルーシブ教育システムの推進

施策2 教育環境の整備

施策3 生涯を通じた多様な学習活動の充実

9 雇用・就業、経済的自立の支援

施策1 総合的な就労支援

・農福連携の取組

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会(就労支援部会)が中心となり、農福連携の取組を推進しています。千葉県が実施している「お

「試しノウフク」による農業者への補助金だけでなく、野田市独自の取組など、農福連携の取組を追加します。

施策2 障がいのある人の雇用の促進

・障がい者雇用の促進

障がい者雇用室において、会計年度任用職員が就業しています。各課への障がい者雇用室の理解促進、各課への配置を検討の取組を追加します。

施策3 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

施策4 一般就労が困難な障がいのある人に対する支援

10 文化芸術活動・スポーツなどの振興

施策1 文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

施策2 スポーツを楽しめる環境の整備

2 第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画について

(1) 基本的な考え方

第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画は、国が策定した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき策定することとなっているため、基本指針の内容を反映させるとともに、計画全体を見直し整理しました。

(2) 基本理念について

第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画の基本理念は、第4次野田市障がい者基本計画と共通の理念とします。

この基本理念と障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、本計画を作成します。

基本理念

野田市健康スポーツ文化都市宣言に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築し、元気で明るい家庭を築ける野田市を目指します

(2) 第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画骨子案

第1章 総論

1 計画策定の背景と趣旨

第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定により策定する。

第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画は、「野田市総合計画」を最上位計画とし、福祉施策に係る総合計画となる「野田市地域福祉計画」を本計画の上位計画に位置付けるとともに「野田市シルバープラン（野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画）」、「野田市健康づくり推進計画21」等の既存の福祉計画との整合性にも十分に配慮する。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

野田市健康スポーツ文化都市宣言に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築し、元気で明るい家庭を築ける野田市を目指します

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

2 計画の推進体制（PDCAサイクル）

本計画に定めた重点施策等の取組を実施するに当たり、PDCAサイクルのプロセスに基づき、野田市障がい者基本計画推進協議会において、計画の進捗管理を実施する。

第3章 計画の進捗状況

- 1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援
- 2 地域生活支援事業
- 3 発達障がい者等に対する支援（新規）
- 4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）
- 5 相談支援体制の充実・強化等（新規）
- 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）
- 7 障がい児を対象としたサービス
- 8 手帳所持者数
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数を掲載

令和3年度から令和5年度までの
見込量及び実績を掲載

第4章 障害福祉サービス等の目標量

1 基本的な考え方

障がいのある人の自立支援に向け、「地域生活への移行」や「就労支援」、「障害児支援」といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保について、国の基本指針や県の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの数値目標を設定する。

また、数値目標の設定に当たっては、これまでの取組を更に推進するものとなるよう第6期野田市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえるとともに、第4次野田市障がい者基本計画と調和が保たれたものとして設定する。

2 令和8年度までに達成すべき目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（3(5)から移動）**
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3 障害福祉サービス等の見込み

- (1) 指定障害福祉サービス
- (2) 指定相談支援
- (3) 地域生活支援事業
- (4) 発達障がい者等に対する支援
- (5) 障がい児支援
- (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（2(2)に移動）**
- (6) 相談支援体制の充実・強化のための取組（2(6)に統合）**
- (7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組（2(7)に統合）**

4 計画の推進に向けて

本市の自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用し、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関のネットワークを構築し、関係機関の連携の下、地域における障がいのある人への支援体制の整備を推進する。

令和6年度から令和8年度までの見込量を掲載

(4) 「第4章 障害福祉サービス等の目標量」に新たに掲載する見込量等について

2 令和8年度までに達成すべき目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターの設置

基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。

協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)の見込みを設定する。

- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3 障害福祉サービス等の見込み

- (1) 指定障害福祉サービス

就労選択支援

利用者数及び量の見込みを設定する。

精神障がい者の自立訓練(生活訓練)

個別に利用者数の見込を設定する。

重度障がい者の生活介護

個別に利用者数の見込を設定する。

重度障がい者の短期入所(福祉型)

個別に利用者数の見込を設定する。

重度障がい者の短期入所(医療型)

個別に利用者数の見込を設定する。

重度障がい者の共同生活援助

個別に利用者数の見込を設定する

- (2) 指定相談支援
- (3) 地域生活支援事業
- (4) 発達障がい者等に対する支援
- (5) 障がい児支援